

平成30年4月 保育施設利用のてびき

一次利用調整（選考）	受付期間
	<p>○平成29年10月19日（木）～平成29年11月2日（木） 午前9時から午後5時まで</p> <p>※10月21日（土）～22日（日）は受付しておりません。</p> <p>○次のいずれかの方は、平成29年12月1日（金）まで受付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年10月10日（火）以降に転入・出生した児童 ・平成30年4月1日現在で各保育施設の保育年齢に達する見込みの出生予定の児童 <p>※出生予定の児童については、必ず事前に各区役所支援課へご相談ください。</p> <p>○申込内容に変更があった場合の提出期限 平成29年12月8日（金）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>利用可能人数 平成30年4月さいたま市保育施設利用可能人数(予定)については、10月2日（月）から「さいたま子育てWEB（http://www.saitama-kosodate.jp）」で公表します。</p> </div>
	受付場所
	<p>○各区役所支援課または第1希望認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所</p> <p>※郵送による申込みや、支所・市民の窓口での受付は行っておりません。</p> <p>※平成29年10月28日（土）、29日（日）は、第1希望の保育施設を管轄する区役所の支援課にお申込みください。</p> <p>※平成30年4月開設予定の保育施設を第1希望とする方は、保育施設を管轄する区役所の支援課でお申込みください。</p> <p>※さいたま市以外の保育施設を希望する方は、希望保育施設の市区町村に申込み締切日等を確認の上、各市区町村の締切日前にお住まいの区役所支援課へご相談ください。</p>
	利用調整（選考）結果
	<p>○利用調整（選考）結果は、郵送で通知します。</p> <p><u>通知に関するお問合せは、平成30年2月13日（火）からお答えできる予定です。</u></p> <p>※支給認定通知書（P.2 参照）は、申請日から30日以内に送付することになっておりますが、審査に時間を要するため、利用調整（選考）結果とあわせて送付します。</p>
二次	<p><u>一次利用調整（選考）の受付期間に申込みができなかった方</u></p> <p>○受付期日 平成30年2月27日（火）まで（閉庁日を除く）</p> <p>※申込みに必要な書類（P.5 参照）も上記期日までにご提出ください。</p> <p>※二次利用調整（選考）は、退所等により利用可能枠が生じた場合のみ実施します。</p>
5月以降	<p><u>平成30年2月27日（火）までに申込みができなかった方</u> →5月以降の利用調整（選考）対象となります。</p> <p>○受付期日 利用希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合は翌開庁日）</p>

目 次

○申込み・利用手続きの流れ	1
○保育施設とは	2
○支給認定	2
■利用の事由と利用期間	3
■保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間）	4
■保育施設利用時間と時間外保育利用料	4
○利用申込みについて	5
■申込みに必要な書類	5
■兄弟姉妹同時申込時の意向について	6
■面接の実施・児童の発達に心配がある場合	6
■食物アレルギー対応について	6
■ならし保育	6
■申込内容の変更	7
※記入例	8、9
○利用調整（選考）	10
■利用調整（選考）の方法について	10
○利用調整（選考）結果	10
■4月の利用調整（選考）について	10
■内定のご案内ができる場合・できない場合について	10
■5月以降の利用調整（選考）について	10
■内定の辞退について	10
○利用者負担額について	11
■利用者負担額の算定方法について	11
■利用者負担額の軽減について	12、13
■寡婦（夫）控除のみなし適用について	13
■利用者負担額の納付について・切り替え時期について	14
■税制改正に伴う利用者負担額算定の取扱いについて	14
■時間外保育利用料について	15
○平成30年4月から土曜の共同保育が始まります	16
○さいたま市保育施設一覧	17～25
○保育施設の案内	26～74
○ナーサリールーム・家庭保育室等一覧	75
○そのほかの保育制度のご案内	76